

児童虐待早期発見のための気付きチェックリスト

- ※ このチェックリストは、児童虐待を発見するための視点を示しています。次の項目に当てはまる場合は、その背景に虐待の可能性もあるかもしれないということを踏まえて、子どもや保護者の状況を把握する必要があります。
- ※ このチェックリストは、あてはまる項目の多少によって虐待かどうかを判定するものではありません。また、すべての子どもを対象に一律に点検するためのものでもありません。
- ※ それぞれの項目の中には、虐待による反応ではなく、障害やその他の要因によるものもありますので、チェックに当たっては十分配慮することが大切です。

1 子どもの様子

項目	主な状況（例）
体や身なり・心の様子	<input type="checkbox"/> 顔や腕、足などに傷やあざ、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
	<input type="checkbox"/> 体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良がみられる。
	<input type="checkbox"/> 給食をががつ食べるなど、食べ物への強い執着がある。
	<input type="checkbox"/> 体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしている。
	<input type="checkbox"/> 衣類の着替えをしつけない。
	<input type="checkbox"/> 爪かみやチック症状がある。
	<input type="checkbox"/> 表情が乏しく、受け答えが少ない。
	<input type="checkbox"/> 触られること、近づかれることをひどく嫌がる。
	<input type="checkbox"/> 頻りに保健室に出入りする。
	<input type="checkbox"/> 保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
保護者との関わり方	<input type="checkbox"/> 子どもと保護者の視線がほとんど合わない。
	<input type="checkbox"/> 不自然に子どもが保護者に密着している。
	<input type="checkbox"/> 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
友達との関わり方	<input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする、あるいは極端に無口である。
	<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
	<input type="checkbox"/> 些細なことですぐに激怒したり、かみついたりするなど攻撃的である。
	<input type="checkbox"/> 友達関係がうまくつづれない。
学習状況	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
	<input type="checkbox"/> 一定時間、席に着いて学習に集中することができない。
	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多い。
	<input type="checkbox"/> 急に学力が低下している。
問題行動・その他	<input type="checkbox"/> 下校時刻が過ぎても家に帰りがらなかったり、家出・徘徊を繰り返したりする。
	<input type="checkbox"/> 金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	<input type="checkbox"/> 小動物をいじめたり、物を壊したりするなど暴力的である。
	<input type="checkbox"/> 年齢に不相应な性的な興味・関心を持っている。

2 保護者の様子

項目	主な状況（例）
子どもとの関わり方	<input type="checkbox"/> 子どもに対して、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	<input type="checkbox"/> 子どもに対する態度が冷たく、話しかけたりしない。
	<input type="checkbox"/> 子どもが病気でも病院に連れて行かない。
学校との関わり方	<input type="checkbox"/> 子どもの欠席理由がはっきりしなかったり、連絡がなかったりする。
	<input type="checkbox"/> 子どもの普段の様子を具体的に語らない。
	<input type="checkbox"/> 子どもに関して言っていることがよく変わる。
	<input type="checkbox"/> 家庭訪問や面談を拒む。行事に参加しない。
	<input type="checkbox"/> 体罰や年齢不相应な教育などを、「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する。
家族の状況	<input type="checkbox"/> 絶え間なくけんかがあるなど、家庭内に暴力がある。
	<input type="checkbox"/> 生活のリズムが乱れ、家の中がいつも乱雑である。
地域での状況	<input type="checkbox"/> 近所づきあいがほとんどない。

平成27年3月発行：京都府教育庁指導部学校教育課

教職員のみなさんへ

児童虐待を防止するために
見守りは、「子どものサイン」に気付くこと

学校及び教職員に求められること

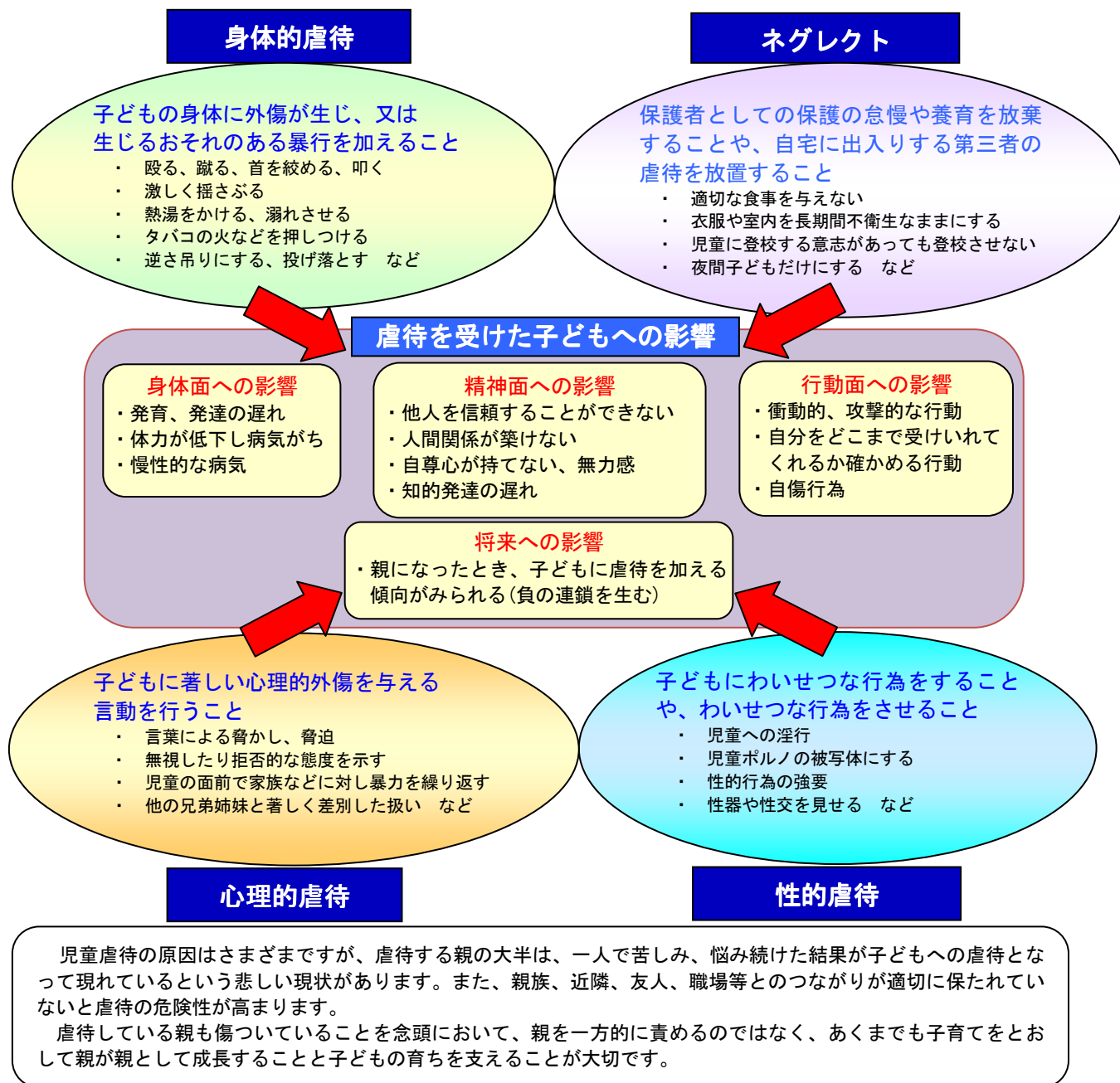
- (1) 児童虐待の早期発見のための努力義務
- (2) 児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護・自立支援のための行政施策への協力
- (3) 児童虐待防止のための教育・啓発
- (4) 児童虐待に関する通告の義務

（児童虐待の防止等に関する法律）

※ この法律において「児童」とは、「18歳に満たない者」をいう。

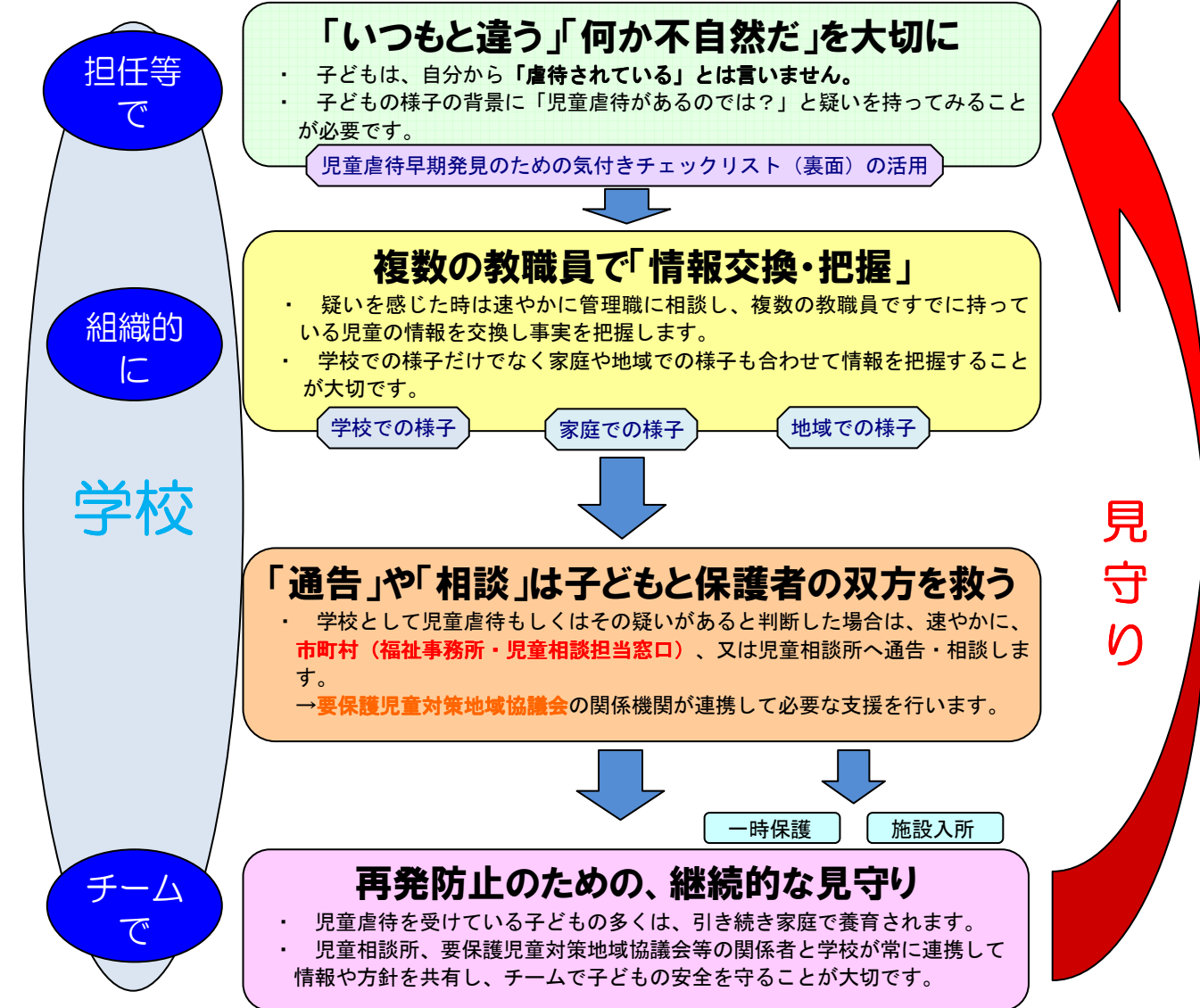
京都府教育委員会

児童虐待とは



児童虐待への対応 学校の役割 ～疑わしい場合は通告するのが義務～

学校や教職員に求められるのは、虐待の証拠を見つけることではなく、子どもからのサインにいち早く気づき、適切に判断し、疑わしい場合は直ちに福祉事務所・児童相談所に通告し、子どもの安全を確保することです。(児童虐待の防止等に関する法律第6条「通告」の義務)



「通告」や「相談」は、子どもや保護者を支援するはじまりの一步

児童虐待への対応は、専門機関に通告することからはじまります。学校は、発見や通告に加え、虐待を受けた子どもに対し、適切な支援を行い、子どもと保護者の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。

☆要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

虐待など支援を要する子どもに対し、関係機関が連携して適切に対応することを目的に、子どもに関する情報の共有や具体的支援など、対応方法の確認やケースの進行管理を行うために市町村が設置する協議会であり、市町村の児童相談担当課が調整機関として窓口を担っています。

主な通告・相談先

市町村の福祉事務所・児童相談担当窓口	京都府家庭支援総合センター	075-531-9900
京都府宇治児童相談所	京都府福知山児童相談所	0773-22-3623
京都府宇治児童相談所京田辺支所	京都市児童相談所	075-801-1919
	京都市第二児童相談所	075-612-2727



- 通告の留意事項**
- 一般的な主親により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じる。
 - 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行う。
 - 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわない。
 - 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識する。
 - 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図る。
- 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について(平成24年3月29日)」